外国人の方を雇い入れる際には、 就労が認められるかどうかを 確認してください。

外国人の方は、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)で定められている在留 資格により、日本国内で行うことのできる活動が定められています。現在、在留資格は27種 類ありますが、就労の可否に着目すると次の3種類に分けられます。

(1)在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格

教授、芸術、宗教、報道、投資·経営、法律·会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識·国際業務、企業内転勤、興行、技能

なお、一般の事業所での雇入れのケースが多いと考えられるものは次の3種類です。

技術 …………… システムエンジニア、自動車設計技師等 人文知識・国際業務…… 通訳、企業の語学教師、為替ディーラー、デザイナー等 技能 …………… 外国料理のコック等

ただし、この他「特定活動」という在留資格においても、ワーキングホリデー、技能実習等、 許可の内容によっては就労が認められるものがあります。

(2)原則として就労が認められない在留資格

文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在

「留学」、「就学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方がアルバイト等の就 労活動を行う場合には、地方入国管理局で資格外活動の許可を受けることが必要です。 資格外活動の許可を得れば、「留学」の在留資格をもって在留する外国人(専ら聴講による研究 生及び聴講生を除く。)の方については原則として1週28時間まで、専ら聴講による研究生及び聴 講生については原則として1週14時間以内、「就学」の在留資格をもって在留する外国人の方につ いては原則として1日4時間まで就労することが可能となります。また、「留学」の在留資格をもって 在留する外国人の方は、その方が在籍する教育機関が夏休み等の長期休業期間中については、 1日8時間まで就労することが可能となります。これらの就労は包括的に許可されますが、教育機 関の長期休業期間等、具体的な許可の範囲については、「資格外活動許可書」により確認すること ができます。

また、資格外活動の許可を得れば、「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方については原則として1週28時間まで就労することが可能となります。事業主の方は、これらの在留資格を有する方を雇用する際には、事前に「資格外活動許可書」により就労の可否及び就労可能な時間数を確認して下さい。

なお、これらの方にあっては、風俗営業等に従事することはできません。 (注)前記(1)の在留資格を有する外国人の方であっても、当該在留資格の活動に属しない収入を伴う事業を 運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合は資格外活動の許可を受けなければなりません。



留学生の日本企業等への就職

在留資格「留学」をもって在留している方(大学院、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学 校専門課程等において学ぶ学生)又は在留資格「就学」をもって在留している方(専修学校の高 等課程又は一般課程、各種専門学校等において学ぶ学生)が、卒業後に日本国内で就職し就労し ようとする場合は、地方入国管理局において就労可能な在留資格への変更を申請し、許可を受 ける必要があります。この場合、就職して行おうとする活動が「技術」又は「人文知識・国際業務」 等の就労可能な在留資格に定められた活動に該当すること、かつ、それぞれの在留資格に応じ て定められた学歴、業務経験年数等の基準に適合することが必要です。(詳細は、最寄りの外国人 在留総合インフォメーションセンターにお問い合わせ下さい。7ページ参照)

なお、在留資格「留学」をもって在留する大学を卒業した外国人の方が、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として在留を希望する場合、一定の要件のもと最長180日以内で在留資格「短期滞在」での在留が認められます。

(3) 就労活動に制限がない在留資格

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

「日本人の配偶者等」又は「定住者」の在留資格により在留している日系人の方を始め、上記の 在留資格をもって在留している方は、就労活動に制限はありません。

◎入管法その他の法令に抵触しない範囲内で、公平な採用選考に努めてください。

技能実習制度について

技能実習制度は一定期間の研修を経た上で一定水準以上の技術等を修得したと認められる者が、在留状況の評価及び技能実習計画の評価等一定の要件をクリアした場合に在留資格を「特定活動」に変更した上で、研修実施先と同一の企業と雇用契約を結び、生産現場での労働を通じてより実践的な技術等を修得する制度です。このように技能実習は雇用関係に基づいた制度ですので、技能実習生は労働者に該当し、労働関係法令、社会保険等が適用されます。

技能実習制度に関するお問い合わせは・・・

財団法人 国際研修協力機構

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台三丁目11番地 三井住友海上駿河台別館ビル TEL.03-3233-0571 (代表) FAX.03-3233-0579

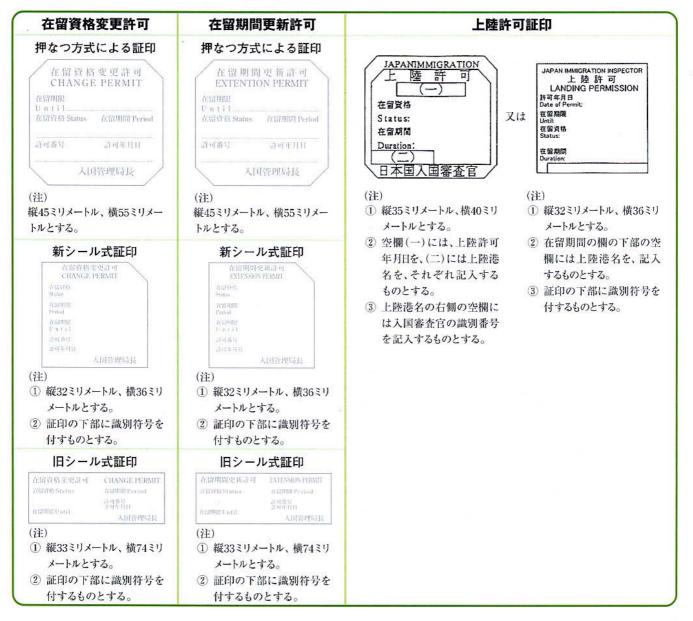
ホームページ http://www.jitco.or.jp/

福岡駐在事務所	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前2-17-19 安田第 5 ビル3階	(092)414-1729(代)
---------	-----------	---------------------------------	------------------

外国人の方が、就労が認められる 在留資格を持っているかどうかは、 次の方法により確認できます。

外国人の方の在留資格や在留期間は、外国人登録証明書、旅券(パスポート)面の上陸許可、 在留資格変更許可、在留期間更新許可証印又は就労資格証明書等により確認できます。なお、 「上陸許可証印」については、平成15年10月1日に新様式が追加され、併用されています。また、 「在留資格変更許可」及び「在留期間更新許可」等の証印については、押なつ方式による証印 とシール式証印が併用されています。

なお、シール式証印については、平成16年10月1日から、新シール式証印へ順次切換えが行われています。また、資格外活動の許可を得ているか否かについては、資格外活動許可書により確認することができます。



外国人登録証明書の見方

(1) 外国人登録証明書とは



外国人登録証明書は、外国人が居住している市区 町村に新規登録申請等を行い、登録に基づいて交 付される証明書で、個々の外国人の登録された居 住関係や身分関係事項が記載されています。これ は、日本国内の各地で暮らす外国人が出入国管理 をはじめとする各種の行政手続において自らの身分 などを明らかにする目的で発行されていますが、外 国人の日常生活での身分証明書としても幅広く使わ れています。その見方は11頁のとおりです。

(注)11頁で説明している外国人登録証明書は、16歳以上の外国人に交付されるプラスチックカード型のものです。 16歳未満の外国人については、紙型(A5版)2つ折りの外国人登録証明書が交付されます。

(2)外国人登録証明書裏面の記載について

外国人登録証明書の表面に記載された各種事項に変更等があったときは、市区町村で裏面に変 更後の事項を記載した上で認印が押されます。例えば、在留資格の変更があった場合は、裏面に 「(10) 在留の資格」の(10) という番号を付した上で、変更後の在留資格が記載されます。また、 「在留の資格」、「在留期限」に関する変更等の場合は、その記載の上に透明の特殊シールがちょ う付されます。これは、これらの事項の変更等についての不正記載を防止するためです。

したがって、外国人登録証明書裏面の記載も見た上で、①最新の在留資格が就労の認められ るものであるかどうか、②最新の在留期限がいつまでか(不法残留になっていないか)を確認す る必要があります。

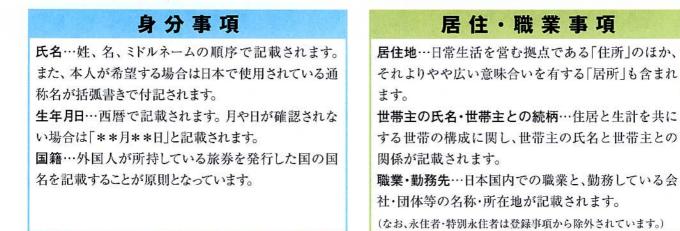


(3) 在留の資格なしと表示される記載の意味合い

既に在留期限が経過しているにもかかわらず引き 続き滞在している不法残留者、あるいは密航や偽変 造旅券といった不正な手段による不法入国者など、 いわゆる不法滞在の状態にある外国人であっても、 外国人登録法に基づき、外国人登録の申請義務が 課されており、また、申請により交付された外国人登 録証明書は常に携帯する必要があります。この場合、 外国人登録証明書上の「在留の資格」欄には、在留

の資格が確認されていないことを表すために、大きく赤字で 在留の資格なし と記載されます。 在留の資格が確認されていない場合には、日本国内でいかなる就労活動に従事することもでき ず、速やかに入国管理局で法律の規定に基づいた手続を受ける必要があります。

外国人登録証明書の見方





次回確認(切替)申請期間…この登録証明書の切替 を行うための申請期日のことです。

<u>これは、在留することのできる期限(在留期限)を意</u>味するものではありません。

登録証明書番号…®で始まる9桁の番号です。 署名…代理申請の場合や通算の在留期間が一年未 満の場合は署名が免除されています。 上陸許可年月日…日本の空港や海港で上陸許可の 証印を受けた日が記載されます。 在留の資格…出入国管理の法令に基づいて外国人 がいかなる入国・在留の許可を受けているかを表し ています。(「在留の資格なし」の説明は10頁参照) 在留期限…日本国内に在留することのできる許可 期限を表しています。もしこの期限を超えて引き続 き在留している場合は「不法残留」となります。

不法就労に当たる外国人を 雇い入れないようにお願いします。

「留学」、「就学」や「家族滞在」など就労が認められない在留資格で在留している外国人が 資格外活動許可を受けずに行う就労活動や、上陸の許可を受けることなく上陸し、あるいは 在留期間を超えて不法残留している外国人が行う就労活動等は、入管法第73条の2第2項で 「不法就労活動」と定義されています。

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた、あるいは、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為に関しあっせんしたなど、外国人の不法就労活動を助長した者は、入管法第73条の2第1項の罪により、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。

また、集団密航者を本邦に入らせた者からその密航者を収受した上、不法就労活動をさせた者は、上記入管法第73条の2第1項の罪のほか同法第74条の4の罪により5年以下の懲役又は300万円以下の罰金(営利目的があれば1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金)に処せられます。

なお、退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者をかくまう等の行為をした場合、入管法第74条の8の罪により3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(営利目的であれば5年以下の懲役及び500万円以下の罰金)に処せられます。

上記の入管法第73条の2第1項の罪(不法就労助長罪)を犯したことにより、罰金の刑 に処せされ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなった日から起算し て5年を経過しない場合、労働者派遣事業、職業紹介事業の許可の欠格事由となります。

在留資格、入国・在留資格に関するお問い合わせは・・・ 外国人在留総合インフォメーションセンター ^{外国人在留総合} インフォメーションセンター〔福岡〕 ^{下812-0003} 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内 (092)626-5100

民間の仲介業者のご利用に あたっては適正な許可・届出業者 であることをご確認ください。

日系人をはじめ外国人の違法なあっせんを行う仲介業者が横行しており、様々な トラブルの要因となっています。

- 民間の職業紹介事業所を利用して、外国人労働者のあっせん(紹介)を受ける場合には、 厚生労働大臣の許可を受けた(厚生労働大臣に届け出た)業者をご利用ください。なお、許 可を受けた有料職業紹介事業所であっても、港湾運送業務、建設業務に就く職業について は、職業紹介を行うことはできません。
- 派遣労働者として外国人を受け入れる際には、派遣元事業主が厚生労働大臣の許可を受けた(厚生労働大臣に届け出た)業者であるかどうかのご確認をお願いします。なお、以下に掲げる業務については労働者派遣を受けることが認められていません。

(1)港湾運送業務

(2)建設業務

(3)警備業務

(4)病院等における医療関係の業務(紹介予定派遣による場合を除く。)

※形式的には請負により行われる事業であっても、実態として労働者派遣事業に当たれば、 労働者派遣法違反として処罰の対象となりますので、ご注意ください。

適正な許可・届出業者があるかどうかについては、各都道府県労働局でご確認ください。